

## 平成27年度経営計画

### 1. 経営方針

#### (1) 業務環境

県内の景気は、平成23年3月の東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興需要に支えられ、公共投資が大幅な増加を続けている他、住宅投資も高水準で推移し、個人消費も雇用・所得情勢の改善などを背景に底堅く推移しており、全体的には着実に持ち直しの動きを続けているが、県内でも地域間・業種間・企業間などにより復興には差が生じてきています。

特に浜通り北部地区は、放射能問題で人口流出や企業活動の制限・休業を余儀なくされているなど厳しい状況が続いており、また、会津地区は、「八重の桜」の効果により観光客の入込数の回復はみられたものの、修学旅行などの団体観光客は風評の影響から震災前までの回復には至っていません。

一方、活況を呈しているのは、復旧・復興に係る公共工事が盛んないわき市など浜通り南部地区や、企業立地補助金などを利用した企業進出が続く郡山・白河地区を中心とした中通り地区などとなっています。

なお、国道6号線の開通により、浜通りの物流や人の流れが回復したことから、復旧・復興のスピード感は増すものと期待されます。

#### (2) 業務運営方針

このような状況の中、当協会は、資金繰り支援や中小企業の課題解決に向けた業務推進を行い、利用企業数の減少や条件変更高止まりの状況への対応と復興段階に応じた適切な支援及び行政や関係機関との連携強化を図ることを重点として、金融と経営の一体的支援に積極的に取り組むこととします。

「保証部門」については、震災関係等保証制度へは積極的かつ柔軟な対応を行い、復興段階における適切な支援を行います。特に「ふくしま復興特別資金」での借換保証を推進します。また、保証料や金利等にメリットがある「県・市町村制度」の拡充を図り「創業資金枠」の新設も要請していきます。さらに関係機関との連携を強化し、金融と経営の一体的支援を行うために「経営力強化保証」を推進します。企業訪問時には「協会利用のメリット」を説明し、経営状況を把握し、中小企業の経営課題解決と一緒に取り組みます。

金融機関向けには「新規企業キャンペーン」等の継続実施や「保証業務研修会」を開催し、保証制度の理解・習得を通して利用促進を図ります。

「期中管理部門」については、東日本大震災や原子力災害の影響から未だ脱していない中小企業者の二重債務問題の解消や復興需要の鈍化等外的環境の悪化により資金繰り・業績悪化が懸念される中小企業者の経営改善に取り組みます。また、中小企業金融円滑化法施行後、高止まりしている条件変更先の経営改善や正常化に取り組むと共に、延滞先・事故先に対し迅速で適切な対応に努め、代位弁済の抑制に繋がります。さらに、県内中小企業者の休・廃業や県外移転が進んでいるため、地域経済活性化に向け、創業支援に積極的に取り組みます。これらの取り組みには、金融機関をはじめとする中小企業支援機関との連携をさらに強化し、中小企業者に対する支援を推し進めます。

「回収部門」については、東日本大震災や原子力災害から未だ復興途中であり、被災者の実態を把握し柔軟な対応に努めます。また、求償権債務者及び連帯保証人の実情に即した回収方針により回収の最大化を図ると共に、サービスについては進捗状況の把握と綿密な連携により有効活用を図ります。さらに、「経営者保証に関するガイドライン」などの公的施策については、その趣旨に即した対応に努めます。

「コンプライアンス部門」については、法令等遵守及び個人情報漏えい防止を継続推進します。また、反社会的勢力に対しては、データベースの適正活用等により対応を強化し不正利用や詐欺的行為の未然防止を図ります。更に災害時の維持強化を図るべく事業継続計画（BCP）制定に取り組みます。

「その他間接部門」については、これらの諸施策を遂行するために中小企業診断士の増員や質の高い能力を養うため内外の研修に職員を参加させ、多様なニーズに応えられる職員の育成に努めます。また、対象や目的別に有効な広報手段を戦略的に考え、協会の情報発信力の強化を図ります。さらに、次期システム移行体制を整え、円滑な移行作業に取り組みます。

## 2. 重点課題

### 【保証部門】

- ① 復興段階に応じた保証の推進
  - ・事業再開する企業を含め、個々の企業の復興段階に応じたきめ細やかで適切な支援に努め、震災関連保証制度等の推進に取り組みます。特に事業再開する企業に対しては、関係機関とも連携して積極的に支援します。
  - ・「ふくしま復興特別資金」のメリットをPRし、引き続き推進を図り、中小企業の資金繰り改善に取り組みながら同制度の継続要請にも取り組みます。
  - ・「ふくしま復興特別資金」の利子補給が終了し全口借換が可能となる事を保証月報等でPRし、利用推進を図ります。

- ・復興段階やニーズに応じた有効な保証制度の改正や創設を視野に入れながら適正な支援に努めます。
- ・「特別追認」での借換保証や、比較的高い利用率の「ふくしま産業育成資金」や「県信用組合資金」等の推進等でバランス良い保証推進を行います。

## ② 利用企業の拡大

- ・創業予定者には、「経営(創業)相談会」を通じ創業時の相談、創業計画策定や創業保証の支援を行い、開業を積極的に支援するとともに、県制度資金で利用率の高い「起業家支援保証」等の限度額アップや市町村に対し「創業資金枠」の新設を要請し起業家及び創業者の利用向上を図ります。
- ・商工団体や税理士会・関係団体との連携を密にし、会合等には積極的に出席して「協会利用のメリット」をPRし、保証協会の周知を図りながら利用推進します。
- ・企業訪問の際は「協会利用のメリット」によるPRと企業の資金ニーズにあった「提案型の保証」を推進し利用向上を図ります。
- ・「新規保証キャンペーン」の他、各種キャンペーンの企画充実に努め、利用企業数・利用金額の向上を図ります。
- ・県内金融機関の若手行員を対象とした「保証業務研修会」を実施し、保証制度の理解、習得を通して金融機関からの利用拡大を図ります。

## ③ 政策保証の推進

- ・「経営力強化保証」を活用した金融と経営の一体的支援と市町村制度資金の推進を図り、県内企業の経営力の強化に努めます。  
特に「県経営力強化保証」は保証料率が低く、利用するメリットがある事をPRし積極的に推進を図ります。
- ・市町村制度資金については、引き続き制度の拡充等を要請していきます。
- ・「経営者保証ガイドライン対応保証制度」については各種会議・保証月報等で制度の概要・取扱いの注意点等を説明し周知に努め、金融の円滑化に取り組みます。

## 【 期中管理部門 】

### ① 再生支援の強化

- ・東日本大震災や原子力災害に伴う既存顧客の喪失や風評被害等により震災の影響から脱していない中小企業者の再生を図るため、「福島産業復興機構」・「東日本大震災事業者再生支援機構」と連携し、「二重債務問題」解消に引き続き積極的に取り組みます。
- ・経営再建の見通しのある中小企業者には、「福島県中小企業再生支援協議会」・「地域経済活性化支援機構」等と連携し、再生支援に取り組みます。

- ・再生支援を行った企業には、金融機関等と連携し、モニタリングによりフォローアップを行い、継続して経営改善の後押しをします。

#### ② 期中支援の強化

- ・復興需要の鈍化等外的環境の悪化により資金繰り・業績悪化が懸念される中小企業者には、必要に応じ「外部専門家派遣事業」や「経営改善計画策定支援事業」等を活用しつつ、経営改善の支援に積極的に取り組みます。
- ・中小企業金融円滑化法施行後、返済緩和の条件変更を繰り返している中小企業者には、「経営安定化支援事業」を活用した「外部専門家派遣事業」などにより経営改善や返済正常化の支援に積極的に取り組みます。また、「経営サポート会議」を活用して、金融機関等関係者との連携を密にして、速やかな経営改善の実施に繋がります。
- ・保証利用率の高い大口保証先の実態把握に努めると共に、特に保証残高の多い先や経営改善支援の必要な先に対し、企業訪問を行い経営支援に努めます。
- ・延滞先や事故先には、早期着手による正常化に取り組むと共に必要により関係機関と連携し経営改善に取り組みます。
- ・経営課題を抱える中小企業者のため、引き続き「経営（創業）相談会」を開催し、経営課題解決の支援を行います。
- ・「セーフティネット5号保証」、「ふくしま復興特別資金」、「経営力強化保証」や「経営改善サポート保証」の保証利用先に対するモニタリングを継続実施して、業況確認を行い、必要に応じて経営支援を行います。
- ・「McSS」経営診断の情報提供を行い、中小企業者の経営力向上を図ります。

#### ③ 創業支援の強化

- ・創業間もない中小企業者には、「経営（創業）相談会」や企業訪問により、開業後のフォローアップを積極的に行います。併せて、創業者のニーズを汲み取り、フォローアップ体制を充実させます。

#### ④ 連携支援の強化

- ・「福島県中小企業支援ネットワーク会議」を福島県と共催し、構成員（金融機関等）との連携を強化します。
- ・地方公共団体、中小企業支援機関（商工会議所・商工会等）、中小企業診断協会や税理士会等との情報交換や連携を密にし、中小企業者に対する支援策の充実や効果的な活用を図ります。

## 【 回収部門 】

- ① 被災者への対応  
被災者に対しては情報収集に努め、被災者に寄り添ったきめ細やかな対応と継続した折衝により回収促進を図ります。
- ② 早期回収の着手  
無担保求償権や第三者保証人のいない求償権が増加しており、期中管理段階から資産・所得等の情報取得に努め、代位弁済後に速やかに弁済計画の確認、弁済誓約書の徴求を行い定期回収の底上げを図ります。
- ③ 実情に即した適切な回収方針  
無担保求償権と有担保求償権、事業継続先と廃業先など求償権先の実態を把握し、無担保求償権については減免完済や一時金弁済による保証免除等による一括弁済の促進を図り、事業継続先については経営支援室と連携し「求償権消滅保証」などの支援により回収の最大化を図ります。
- ④ サービサーの有効活用  
協会とサービサーの合同会議や担当者の出向打合せ及び通常業務を通して、サービサーにおける求償権回収の進捗状況の把握に努め、綿密な連携により共同で回収促進を図ります。

## 【 コンプライアンス部門 】

- ①法令等遵守の推進
  - ・コンプライアンス・プログラムを策定し、継続して法令等の遵守に努めるとともに実施状況の検証を行い、必要な改善に取り組みます。
  - ・個人情報漏えい防止のための対応と個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底を図るための研修に取り組みます。
- ②反社会的勢力等の不正利用や詐欺的行為の未然防止
  - ・データベースの適正活用を図ります。
  - ・発生事案の検証と適切なフィードバックを行います。
  - ・警察等関係機関との連携を強化します。
- ③災害時における事業継続のための強化
  - ・事業継続計画（BCP）の制定に向けた情報収集に取り組みます。

## 【 その他間接部門 】

- ① 人材の育成  
中小企業診断士の養成の他、多様なニーズに応えられる職員の育成や女性職員の積極的な研修への参加と若手職員の育成、管理職のマネジメント能力向上のための研修に取り組みます。
- ② 財政基盤の強化  
様々な保証を通じた金融支援や経営改善支援、創業支援の取り組みの充実・拡充を図って行くために、国及び福島県に対して補助金等の増額や損失補償制度の充実などの財政支援について継続して要望していきます。
- ③ 現行共同化システムの安定稼働とシステム開発の円滑な対応  
現行システムの信頼性確保と安定稼働に向け、システム開発の依頼先並びに同一ユーザー協会との情報の共有化を図り、システムの円滑な運用に努めます。
- ④ 次期システムの移行作業  
次期システムの移行体制を整え、移行スケジュール管理を徹底し、移行の調査・洗出し・分析・解決策・要領見直し等作業に取り組みます。
- ⑤ 情報発信力の強化
  - ・月報やホームページなど既存の広報手段の見直しやリニューアルに取り組みます。
  - ・テレビ、ラジオ、新聞などのメディアを活用した広報活動に取り組みます。
  - ・中小企業者や商工会議所等関係団体向けに講演会や説明会等を企画し、協会利用のメリットなどの広報に努めます。

### 3. 事業計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比
保証承諾	120,000	92.3%
保証債務残高	370,000	88.1%
保証債務平均残高	385,000	89.5%
代位弁済	5,000	62.5%
実際回収	1,500	81.1%